平成２７年（フ）第３１２号
横浜市金沢区大道１丁目41番２号
債務者　株式会社ユハラ
代表者代表取締役　油原　伸一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　勇祐
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午後１時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４号
福岡県京都郡苅田町近衛ヶ丘３－２－Ｆ棟
債務者　株式会社ソーグッド
代表者代表取締役　加藤　　創
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
長崎県長崎市中里町893番地
債務者　有限会社東栄産業
代表者取締役　酒見　恵子（商業登記簿上の代表者代表取締役　酒見　明彦）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　破産債権の届出期間　平成27年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時15分
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
さいたま市桜区桜田３丁目３番１号
債務者　株式会社丸栄
代表者代表取締役　梅宮　　武
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　仁
4　破産債権の届出期間　平成27年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
北海道函館市松川町22番19号
債務者　有限会社函館舶用無線
代表者取締役　石田　良之
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　正樹
4　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後４時30分
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３１号
富山県高岡市福岡町土屋20番地
債務者　株式会社日東
代表者代表取締役　森　　宏志
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋爪　　勇
4　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後１時30分
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第５号
岐阜県高山市岡本町４丁目158番地
債務者　浜田設備工業有限会社
代表者取締役　濱田真奈美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後１時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第８号
広島県三原市城町１丁目21番13号
債務者　かめだ電機商事株式会社
代表者代表取締役　亀田新治郎
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　利行
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所尾道支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０号
福岡県京都郡苅田町近衛ヶ丘３番地２　Ｆ棟
債務者　加藤　　創
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
岡山県倉敷市連島町鶴新田253番地１
債務者　井上　高光
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　洋介
4　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第４号
仙台市青葉区上愛子字蛇台原57番地の８
シュトラール壱番館202、従前の住所山形県鶴岡市湯野浜１丁目19番８号
債務者　羽根田秀子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美砂
4　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
福岡県久留米市荒木町白口438番地１、前住所福岡県筑後市大字蔵数518番地38
債務者　永田　克己
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６号
福岡県久留米市荒木町白口438番地
債務者　永田　邦男
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第３４号
鹿児島県いちき串木野市別府3265番地
債務者　冨山恵美子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩集　清彦
4　破産債権の届出期間　平成27年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係